平成 25 年 6 月 26 日
一般財団法人安全保障貿易情報センター

安全保障輸出管理に係る機微な技術情報を、外国のサーバーに保管する場合等における自主管理ガイドライン

ネットワーク環境やＩＴ技術の進展に伴い、ＩＴコストの削減、ＩＴ運用効率の向上、又は災害時に備えた事業継続計画（BCP）の対策の一環として、従来、法人、教育機関等の組織又は個人（以下総称してサービス利用者という）で保有・管理するコンピュータ（パーソナルコンピュータ又はサーバー：以下総称してサーバーという）に技術情報を保管していたものを、外部のクラウドコンピューティングサービス等を提供する会社（以下サービス提供者という）が保有・管理している外国のサーバーに技術情報を保管して利用する場合等（以下総称してストレージサービスという）が増える傾向にある。

一方、昨今サイバーテロ攻撃等により、民間企業のみならず官庁においてもサーバーに保管している情報が盗み取られる事象があり、情報流出に対するリスクが高まっている。

このような状況下、安全保障輸出管理に係る機微な技術情報が、サービス提供者や第三者により不正に閲覧・取得されるリスクの低減策として、下記の通りストレージサービス利用における自主管理ガイドラインを示す。

記

ストレージサービス利用における自主管理ガイドライン

経済産業省は、ストレージサービスにおけるサービス利用者とサービス提供者との間の契約について、一般的にはサービス利用者がサービス提供者のサーバーに技術情報を預けることを目的とした契約であるとした上で、サービス利用者からサービス提供者への技術提供を目的とした取引ではない限りにおいて、外為法第 25 条で規定する役務取引には該当しないという解釈をとっている。

しかしながら、サービス提供者が不正に第三者若しくはサービス提供者自身によって容易にサービス利用者の技術情報の閲覧・取得ができるようなストレージサービスの運用を行う場合、又は第三者若しくはサービス提供者が、サービス利用者の事前の了承なしに、不正にサービス利用者の技術情報を閲覧・取得する場合などには、安全保障輸出管理上、機微な技術情報が流出するおそれがある。

したがって、サービス利用者は、安全保障輸出管理に係る機微な技術情報のリスク度合いに応じて、以下の事項に基づきストレージサービスを利用するように努めなければならない。

（１）サービス利用者は、以下の措置を講じる。

１）　サービス利用者とサービス提供者とのストレージサービス利用に係る契約の中で、サービス提供者との取引は情報の保管であり、犯罪捜査の裁判所命令、サービスを運営するために不可欠等による正当で特別な理由がない限り、サービス提供者はサービス利用者の事前の了承なしにサービス利用者が保管する情報を閲覧・取得することはないことが記されていることを確認すること。

２）　ファイヤーウォール等、サービス提供者によって第三者からの情報の閲覧・取得を防止する情報セキュリティ上の措置が講じられていることを確認すること。

３）　懸念のある国・地域にあるサーバーに安全保障輸出管理に係る機微度の高い技術情報を置いて、その技術情報が懸念のある国・地域の政府機関等によって閲覧・取得されることを避けるためにも、当該技術情報の安全保障輸出管理上のリスク度合いに応じ、サービス提供者に対し情報を保管する国・地域を指定するなどの対策を講じること。

なお、サービス利用者は上記の１）から３）の全て又は一部に代え、保管対象とする技術情報の重要性、機密性、その他安全保障輸出管理以外の事由も勘案し、サービス提供者のサーバーに技術情報を暗号化して保管することも有効な措置である。

（２）サービス利用者は、サービス提供者のストレージサービスの運用が次のいずれかに該当することを知った場合、ただちにサービス提供者に対し、情報の移転の禁止、廃棄などを命ずるとともに、同サービス提供者との契約を停止してサービスを利用しない、又は同サービス提供者が管理するサーバーから安全保障輸出管理に係る機微な情報を削除し、以降保管しないなど適切な対策を講じる。

１）　サービス提供者が情報を保管するサーバー（情報をバックアップするサーバーを含む）の設置国・地域が懸念国・地域である場合。

２）　犯罪捜査に伴う裁判所命令等の正当な理由なしに、当該国・地域の政府機関等が、サーバーの中の情報を自由に閲覧・取得できるようになっていることを知った場合、又は実質上、自由に閲覧・取得できる状態にあることを知った場合。

３）　サービス利用者の事前の了承なしに、サービス提供者がサービス利用者の情報を閲覧・取得している、又は第三者に対して情報の閲覧・取得をさせていることを知った場合。

なお、経済産業省は、クラウドコンピューティングサービスに関連して、平成 25 年 6 月 21 日に「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為についての一部を改正する通達」を発出し、安全保障貿易管理のホームページ上において本件に関する Q&A（以下 URL）を公表しているので、同サービスを利用する際には事前に必ず確認すること。経済産業省の Q&A は、クラウドコンピューティングサービスの形態や使用技術の変化に伴って随時改正することとされており、また、同様の理由で本ガイドラインも改訂する可能性があるため、その点留意されたい。これらを確認してもなお疑義がある場合には、経済産業省安全保障貿易審査課に照会すること。

【経済産業省　安全保障貿易管理ホームページの Q&A（技術関係）】
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda25.html

以上